

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

## 大阪駅前ダイヤモンド地下街 貸会議室(B2階)使用申込書

大阪市街地開発株式会社 御中

( 申 込 者 )

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 ・ 団 体 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

地下街貸会議室を下記により使用したいので、申込み致します。

記

1. 使用年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日( ) ~ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日( )

2. 使用時間 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_

3. 使用場所 大阪駅前ダイヤモンド地下街貸会議室(B2階)

4. 使用目的 \_\_\_\_\_

5. 使用料金 \_\_\_\_\_金 \_\_\_\_\_円 (消費税含む)

6. 備考 ※2日以上使用する場合、一日毎に鍵を返却すること。  
※「大阪駅前ダイヤモンド地下街貸会議室使用規則」を遵守すること。

( \_\_\_\_\_の部分のみご記入ください。)

## 大阪駅前ダイヤモンド地下街貸会議室使用規則

### (目 的)

第1条 本規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街貸会議室（以下「会議室」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (休 業 日)

第2条 当会議室の休業日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び毎年12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、会社が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用料金)

第3条 本会議室の使用時間及び使用料金（消費税を含まず）は、次表のとおりとする。

使 用 時 間	使用料金 (円)
9時30分 ～ 12時	15,000
13時 ～ 16時	20,000
17時 ～ 20時	20,000
9時30分 ～ 16時	35,000
13時 ～ 20時	40,000
9時30分 ～ 20時	55,000
延長料金 (30分)	5,000

2 使用時間は申込時に申告した場合のみ30分間に限り延長することができる。ただし、再延長は認めない。

### (使用料金の減免)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、前条で定める使用料金を免除するものとする。

- (1) 官公庁又はその他の団体が公共、公益的目的に使用する場合
- (2) 地下街の視察、見学、取材等のため使用する場合
- (3) 地下街の管理運営上、使用料金を徴することが適当でないとは判断した場合

2 次の各号の一に該当する場合は、前条で定める使用料金を定額の1/2の範囲内で減額、無償貸与することができる。

- (1) 大阪ダイヤモンド地下街株式会社が地下街の運営のために使用する場合
- (2) ディアモール会が地下街の運営のために使用する場合
- (3) その他地下街の運営上当社が減額すべきものと判断した場合

(予 約)

第5条 会議室の使用については、使用予定日の6カ月前から次条の申込みまでの間、予約を受け付けることができる。

- 2 予約は電話等により受け付けるものとし、予約があったときは「サイボウズ（社内スケジュール管理システム）のダイヤモンド地下街会議室予定表」（以下「予定表」という。）に使用予定日、使用予定時間帯、使用予定者氏名を記入するものとする。
- 3 前2項にかかわらず、受付後会議室を使用させることが適当でないことが判明した場合は、これを取消することができる。

(申込み手続き)

第6条 会議室の使用申込みは、前条の予約日から1週間以内に「大阪駅前ダイヤモンド地下街貸会議室（B2階）使用申込書」（別紙様式）により行わせるものとする。なお、会議室の使用が可能な場合は前日まで申込みをさせることができる。

- 2 会議室のコンセントから特別に電気を使用する場合は、使用者は当社の指示する電気使用料を負担しなければならない。
- 3 使用承認後、第3条の使用時間の区分に応じた使用料金と消費税相当額を指定の納入期限までに、当社指定の銀行口座へ振り込むこととする。
- 4 前項により納付された使用料金等は、次の各号の一に該当する場合を除いて還付しない。
  - (1) 天災その他やむを得ない理由により使用できない場合。
  - (2) 使用日の7日前までに取消す場合。

(使用承認)

第7条 前条の使用申込みがあった時は申込内容を審査し、承認すべきか否かを決定するものとする。

- 2 会議室の使用申込みに対し承認する場合は、「大阪駅前ダイヤモンド地下街貸会議室（B2階）使用承認書」（別紙様式第2号）により行うものとする。その際、必要に応じて条件をつけることができる。
- 3 前項の使用承認を行った場合は、その旨予定表に記入すること。
- 4 会議室を使用する権利を他人に譲渡・転貸することはできない。

(使用の不承認)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると判断したとき
- (2) 物品の販売、飲食物の提供など店舗類似の行為をし、またはそのおそれのあるとき
- (3) 火気や危険物を使用し、またはそのおそれのあるとき
- (4) 騒音・振動その他、他人に迷惑を及ぼすなど使用方法が不相当と判断したとき

(5) 前項第4条に違反して会議室を使用する権利を他人に譲渡・転貸したとき

(6) その他管理上支障があると認められるとき

2 前条により使用承認を行った後において、前項各号の一に該当することが明らかになった場合は、使用承認を取消することができる。

(鍵の貸出し)

第9条 申込者に対し、使用承認書を提示させ、原則として使用日に大阪駅前ダイヤモンド地下街管理センターで鍵の貸出を行う。

(善管注意義務他)

第10条 使用者は使用目的に合致するとともに、事故が生じることのないよう十分な注意義務をもって会議室を使用しなければならない。

2 会議室内における当社の責めによらない事故の損害賠償責任は使用者が負うものとする。

3 会議室及び付属設備等を損傷・汚損・紛失した場合は使用者の負担において原状に回復させるものとする。

4 会議室入り口前の通路（共用部分）での受付及び案内掲示は禁止する。

5 その他大阪駅前ダイヤモンド地下街管理規程を遵守させなければならない。

(鍵の返却)

第11条 使用者は会議室の使用が終了した場合、消灯及び施錠してから大阪駅前ダイヤモンド地下街管理センターに鍵を返却しなければならない。

(その他)

第12条 本規則に定めのない事項については、当社の指示するところによる。

附 則

この規則は、平成8年2月7日より施行する。

この規則は、令和7年11月10日より施行する。